# 事　業　報　告　書

（自　令和 7年 8月 1日 至　令和 8年 7月31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人 社団 長生

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について，該当する欄の□を塗りつぶすこと（会計年度内に変更があった場合は変更後。）。

(2) 事務所の所在地　広島県呉市郷原町１８２０番地の１

注）複数の事務所を有する場合は，主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　平成 7年１０月１８日

(4) 設立登記年月日　平成 7年１０月２３日

(5) 役員及び評議員

| | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 理事長 | 池庄司　正幸 | |
| 理　事 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 監　事 | | |
| 同 | | |
| 評議員 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |

注）1．社会医療法人，特定医療法人及び医療法第 42 条の３第１項の認定を受けた医療法人以外の医療法人は，記載しなくても差し支えないこと。

2．理事の備考欄に，当該医療法人の開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（法第 46 条の５第６項参照）

3．評議員の備考欄に，評議員の選任理由を記載すること。（第 46 条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種　類 | 施設の名称 | 開　設　場　所 | 許可病床数 |
|---|---|---|---|
| 病　院 | | | 一般病床　床<br>療養病床　床<br>[医療保険　床]<br>[介護保険　床]<br>精神病床　床<br>感染症病床　床<br>結核病床　床 |
| 診 療 所 | 郷原診療所<br>医療機関番号<br>3410513810 | 広島県呉市郷原町<br>１８２０番地の１ | 一般病床　床<br>療養病床　床<br>[医療保険　床]<br>[介護保険　床] |
| 介護老人保健施設 | | | 入所定員　名<br>通所定員　名 |
| 介　護医 療 院 | | | 入所定員　名<br>通所定員　名 |

注）１．地方自治法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については，その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は，医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は，入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実　施　場　所 | 備　考 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については，その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種　類 | 実　施　場　所 | 備　考 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２５日　　令和　６年度決算の決定

令和　８年　７月２６日　　令和　８年度事業計画の予定

年　月　日

年　月　日

（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人　社団　長生

所在地　広島県呉市郷原町1820番地の1

# 貸　借　対　照　表

（令和 8年 7月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| Ⅰ 流動資産 | 45,551 | Ⅰ 流動負債 | 10,606 |
| Ⅱ 固定資産 | 126,090 | Ⅱ 固定負債 | 5,698 |
| 1 有形固定資産 | 37,051 | （うち医療機関債） | （　） |
| 2 無形固定資産 | 2,681 | 負債合計 | 16,304 |
| 3 その他の資産 | 86,357 | 純資産の部 | |
| （うち保有医療機関債） | （　） | 科目 | 金額 |
| | | Ⅰ 基金 | 17,000 |
| | | Ⅱ 積立金 | 138,337 |
| | | （うち代替基金） | |
| | | Ⅲ 評価・換算差額等 | 0 |
| | | 純資産合計 | 155,337 |
| 資産合計 | 171,642 | 負債・純資産合計 | 171,642 |

（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人　社団　長生

所在地　広島県呉市郷原町1820番地の1

# 損　益　計　算　書

（自　令和 7年 8月 1日　至　令和 8年 7月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 119,157 |
| 2 事業費用 | 132,190 |
| 本来業務事業損失 | △ 13,032 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 0 |
| 2 事業費用 | 0 |
| 附帯業務事業利益 | 0 |
| 事業損失 | △ 13,032 |
| Ⅱ 事業外収益 | 2,716 |
| Ⅲ 事業外費用 | 815 |
| 経常利益 | △ 11,131 |
| Ⅳ 特別利益 | 10 |
| Ⅴ 特別損失 | 0 |
| 税引前当期純利益 | △ 11,121 |
| 法人税等 | 525 |
| 当期純利益 | △ 11,647 |

（注）1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示する
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名　医療法人　社団　長生

所在地　広島県呉市郷原町1820番地の1

# 財　産　目　録

（令和 8年 7月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 1．資　産　額 | 171,642 千円 |
| 2．負　債　額 | 16,304 千円 |
| 3．純　資　産　額 | 155,337 千円 |

（内　訳）　（単位：千円）

| 区　分 | | 金　額 |
|---|---|---|
| A　流　動　資　産 | | 45,551 |
| B　固　定　資　産 | | 126,090 |
| C　資　産　合　計 | （A＋B） | 171,642 |
| D　負　債　合　計 | | 16,304 |
| E　純　資　産 | （C－D） | 155,337 |

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

法人名　医療法人　社団　長生

所在地　広島県呉市郷原町1820番地の1

# 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 資産総額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2)個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 賃借料の支払い | 4,800 | 買掛金 | 400 |
| | | | | 賃借料の支払い | 3,300 | 買掛金 | 3,300 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

# 監　事　監　査　報　告　書

医療法人　社団　長生
理事長　池庄司　正幸　　様

私（注１）は，医療法人　社団　長生の令和７年会計年度（令和７年　８月　１日から令和　８年　７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき，以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注１）は，理事会その他重要な会議に出席するほか，理事等からその職務の執行状況を聴取し，重要な決裁書類等を閲覧し，本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し，事業報告を求めました。また，事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い，計算書類，すなわち財産目録，貸借対照表及び損益計算書（注２）及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は，法令及び定款（寄附行為）に従い，法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は，記載すべき事項を正しく記載し，上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は，法令及び定款（寄附行為）に従い，損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　９月２４日
医療法人　社団　長生
監事

(注)　１．監査人が複数の場合には，「私たち」とする。
２．社会医療法人債を発行する医療法人については，「財産目録，貸借対照表，損益計算書，純資産変動計算書，キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。